

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 7 月 2 1 日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

#### 児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成 2 2 年 6 月 2 0 日に、街区公園に設置されていた複合遊具において、11 歳女児がクライミングロープを使用して遊んでいたところ、ロープを遊具に固定する金具が外れ、ロープごと女児が落下し、顎、膝及び腰を強打する事故が発生しました。

これについては、別紙のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課課長補佐より、各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成 2 0 年 8 月 2 9 日雇児総発第 0829002 号、障発第 0829001 号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

【別紙】

事務連絡  
平成22年7月15日

各都道府県及び政令指定都市  
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市・地域整備局  
公園緑地・景観課 課長補佐

### 公園施設の安全管理の強化について

平成22年6月20日に、街区公園に設置されていた複合遊具において、11歳女児がクライミングロープを使用して遊んでいたところ、ロープを遊具に固定する金具が外れ、ロープごと女児が落下し、顎、膝及び腰を強打する事故が発生したので、別添の通りお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」では、「4-1（4）遊具の構造」において、「特に、動きのある遊具では、全体の構造のみならず細部の構造についても動きに対応した強度を持つように配慮する」こととしている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれては、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

## 別添

### 【事故の概要】

■発生日時 平成22年6月20日（日）

■発生場所 人口50万人以上の都市

■発生公園 街区公園

- 状況
- ・複合遊具において、11歳女兒がクライミングロープを使用して遊んでいたところ、ロープを遊具に固定する金具が外れ、ロープごと女兒が落下し、顎、膝及び腰を強打した。
  - ・なお、事故原因等の詳細については、現在調査中である。（事故当時の当該金具の固定方法は不明であるが、何らかの原因により固定されていない状態であったため、当該金具が外れ、ロープが落下したものと推測される。）

#### ・事故関連写真等



左上：事故発生遊具



右上：事故発生遊具（使用禁止措置後）



金具の様子（事故前）



金具が外れた状況